

仕 様 書

- 1 件 名
社内サーバの借入れに関する契約（長期継続契約）
- 2 契約期間
令和6年1月15日から令和11年3月31日まで
（なお、契約締結後、賃貸人と公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）で協議のうえ借入開始日を決定し、契約期間を超えない範囲で借入開始日から60か月間を借入期間とする）
- 3 借入場所
東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル
- 4 支払方法
当月分翌月払いとし、賃貸人からの請求に基づいて支払う。
- 5 品名及び数量
(1) 借入物品一覧
ア 借入物品一覧
借入物品については、次のとおりである。

表 1 借入物品一覧

No	名称	数量	備考
1	タワー型サーバ	2 台	納期を令和6年3月31日とする。
2	バックアップ用 HDD	2 台	納期を令和6年3月31日とする。
3	無停電電源装置	1 台	

イ 特記事項

(ア) 機器に係る特記事項

- 新品であること。
- 保証書は、賃貸人が厳重に保管すること。
- ライセンス証書は、全て財団に納品すること。なお、ライセンスが電子的に取り扱われているものについては、財団が主体的に管理できる状態にすること。
- 借入期間が開始するまでに設置を完了すること。

(イ) ソフトウェアに係る特記事項

- 導入するソフトウェアは、OS との親和性（動作保証）のあるものとする。
- ライセンス証書は、全て財団に納品すること。
- 調達するソフトウェアは、原則としてライセンス製品及びライセンス用インストールメディアにて提供すること。

- (2) 本件に契約に基づき取得したソフトウェアに関するライセンス等については、リース期間終了後も財団に帰属するものとし、管理等に必要な付属資料（電子の物も含む）等についても、財団が引き渡しを受けることとする。

(3) 借入物品の詳細仕様

借入物品ごとの詳細な仕様（機器仕様、ソフトウェア仕様）については、次のとおりである。

ア サーバ

(7) Active Directory サーバ

表 2 Active Directory サーバの仕様

NO	項目	機器仕様
1	筐体	・タワー型
2	CPU	・Xeon プロセッサ E-2314 以上
3	メモリ	・8GB×2 以上
4	内蔵ディスク	・BC-SATA 2.5inch 7.2krpm 1TB HDD ×3 本以上 (RAID1+ホットスペア) ・RAID コントローラーにはバッテリーを搭載すること
5	光学ドライブ	・DVD-ROM
6	インターフェース	・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T ×2 ポート以上 ・USB3.0 ×3 ポート
7	セキュリティ	・TPM2.0 モジュール (TCG 準拠)
8	周辺機器	・USB キーボード / マウス
9	電源	・AC100V 対応 (NEMA 5-15P) 冗長化電源
10	騒音値	・22dB 以下
11	OS	・Windows Server 2022 Standard
12	その他	・電源ケーブル抜け防止のしくみが提供されていること ・本体にリセットボタンがあること ・外観でコンポーネント (CPU、メモリ) の故障予兆を通知可能であること ・前面のカバーが施錠でき、USB ポートと電源ボタンの不正操作防止が可能なこと

(イ) WSUS サーバ

表 3 WSUS サーバの仕様

NO	項目	ソフトウェア仕様
1	筐体	・タワー型
2	CPU	・Xeon プロセッサ E-2314 以上
3	メモリ	・8GB×2 以上
4	内蔵ディスク	・BC-SATA 2.5inch 7.2krpm 1TB HDD ×5 本以上 (RAID5+ホットスペア) ・RAID コントローラーにはバッテリーを搭載すること
5	光学ドライブ	・DVD-ROM
6	インターフェース	・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T ×2 ポート以上 ・USB3.0 ×3 ポート以上
7	セキュリティ	・TPM2.0 モジュール (TCG 準拠)
8	周辺機器	・USB キーボード / マウス
9	電源	・AC100V 対応 (NEMA 5-15P) 冗長化電源
10	騒音値	・22dB 以下

NO	項目	ソフトウェア仕様
11	OS	・ Windows Server 2022 Standard
12	バックアップソフト	・ Arcserve UDP 同等品
13	その他	・ 電源ケーブル抜け防止のしくみが提供されていること ・ 本体にリセットボタンがあること ・ 外観でコンポーネント (CPU、メモリ) の故障予兆を通知可能であること ・ 前面のカバーが施錠でき、USB ポートと電源ボタンの不正操作防止が可能なこと

イ バックアップ用 HDD の仕様

表 4 バックアップ用 HDD の仕様

NO	項目	機器仕様
1	容量	・ Active Directory サーバ用 : 1TB 以上 ・ WSUS サーバ用 : 3TB 以上
2	接続方式	・ USB3.0 以上

ウ 無停電電源装置の仕様

表 5 無停電電源装置の仕様

NO	項目	機器仕様
1	筐体	・ タワー型
2	定格容量	・ 1500VA / 980W 以上 (AC100V で利用できること)
3	入力プラグ	・ NEMA5-15P ×1
4	出力プラグ	・ NEMA5-15R ×8 以上
5	インターフェース	・ シリアルポート ×2 以上
6	ソフトウェア	・ PowerChute Business Edition 同等品
7	その他	・ 必要なシリアルケーブルを用意し、本件で導入するサーバ 2 台と接続すること

6 導入作業（設定・設置・撤去）に係る要求仕様

導入作業等の実施に伴う基本的な要件については、次のとおりである。

(1) 体制・計画

- 賃貸人は、本契約の実施に係る体制図、連絡体制表及びスケジュール等を記載した「導入作業計画書」について、契約締結後 2 週間以内に作成及び提出し、財団の承認を得ること。
- 「導入作業計画書」には、導入作業を別事業者（以下「導入事業者」という。）が担当する場合は、導入事業者に関する情報も含む。
- 財団の都合により、作業の実施時期、回数及び方法が制限される場合があるため、作業計画書の作成に当たっては、財団及び財団が契約するネットワーク管理事業者（以下「ネットワーク管理事業者」という。）と十分に協議・調整すること。
- 作業の実施に当たっては、現場作業指揮を行う責任者を選定し、財団に通知すること。

(2) 作業全般

- 設置・撤去作業を行う際は、財団へ設置作業日の1週間前及び前日に連絡をし、調整を行うこと。
- 納品時等において、設置場所での利用制限（車両制限、貨物エレベータの利用制限等）が発生する場合は、事前に財団と調整すること。
- 財団の都合により、急遽、設置場所及び配備情報、作業日程等が変更された場合においても、柔軟に対応すること。なお、それに伴い、作業計画書等の修正を行うこと。
- 設置・撤去に係る作業員は、本作業に従事することを明記した胸証・腕章等を見やすい位置に装着すること。
- 機器搬出入時に生じた梱包材（空箱等）は、原則、当日回収すること。
- 機器の設定作業は、原則として各設置場所への搬入前までに実施し、設置場所内での設置作業及び接続設定作業等に係る時間の短縮を図ること。
- 機器設定の結果、設置作業及び動作確認作業の結果を取りまとめた「実施結果報告書」を作成及び提出し、財団の承認を得ること。

(3) 設定作業

設定作業に係る要件については、次のとおりである。

- 現行の Active Directory サーバおよび WSUS サーバの環境を確認し、本件で導入するサーバに移行するための設計・構築を行うこと。
- 設計・構築内容について、ネットワーク管理事業者から指示がある場合はその指示に従うこと。
- 新サーバの導入の伴い、既存環境に設定変更等が生じる場合は、ネットワーク管理事業者の指示に従うこと。
- 現行の Active Directory サーバは、別途 IaaS 上に実装されている Active Directory サーバのセカンダリサーバとして運用されている。新 Active Directory サーバについても、現行環境と同様にセカンダリサーバとして構築を行うこと。
- 現行の WSUS サーバは、財団が保有する PC へのアップデート配信管理を目的として導入している。新 WSUS サーバについても、同様にアップデートの管理が可能となるよう、設計・構築を行うこと。
- WSUS サーバの構築については、新サーバ環境に再構築を行い、コンピューターグループ等の設定も含めて現行の WSUS サーバから設定情報の移行を行うこと。
- Active Directory サーバ、WSUS サーバともに、ホスト名や IP アドレスは現行のサーバから引き継ぐ形で移行を実施すること。PC 側での作業が発生する場合には、賃貸人実施すること。
- 導入する無停電電源装置について、停電の発生時に安全にサーバがシャットダウンできるよう、設定を行うこと。

(4) 設置作業

設置作業に係る要件については、次のとおりである。

- リース開始前日までに設置作業を完了すること。なお、日程については、別途、財団と協議し、決定すること。
- 搬入および設置にあたり、各システムが利用できない時間帯が発生する等、業務に支障発生する場合、土日・休日に作業を実施すること。
- 財団が提示した設置場所及びレイアウト図に従い、機器等の設置を行うこと。なお、設置中にハードウェア故障等が発生した場合は、すみやかに修復又は装置交換を行うこと。
- 各機器を識別するために、財団が別途指定する番号等の情報を表示したラベルを作成し、外から見える場所に貼付すること。
- 表3に記載されたソフトウェアのインストールを行うこと。

(5) バックアップ・テスト

バックアップ・テストに係る要件については、次のとおりである。

- サーバにバックアップ用 HDD を接続し、バックアップを取得すること。
- バックアップについては、構築のイメージを取得するものとし、ベアメタル回復が可能な状態にすること。
- Active Directory サーバについては、プライマリの Active Directory サーバを停止し、問題無く動作することを確認するテストを行うこと。
- WSUS サーバについては、任意に財団保有の PC に対して、アップデートの配信が可能なことを確認するテストを行うこと。
- 無停電電源装置については、シャットダウンテストを行い、正常に各 OS がシャットダウンできることを確認するテストを行うこと。
- バックアップについては、取得したイメージバックアップからリストアを実施し、正常にリストアできることを確認するテストを行うこと。

(6) 成果物

以下の成果物を作成し、財団に提出すること。提出時期については、別途、財団と協議し、決定すること。

- 実施計画書
- 進捗管理表
- 課題管理表
- 移行設計書 (Active Directory、WSUS)
- 設定仕様書 (Windows Server、Active Directory、WSUS、無停電電源装置、バックアップ)
- パラメータシート (Windows Server、Active Directory、WSUS、無停電電源装置、バックアップ)

(7) 保守作業に係る要求仕様

保守作業の実施に伴う基本的な要件については、次のとおりである。

- 本件で導入する機器の保守についてはネットワーク管理事業者が実施するため、本調達の費用として含める必要はない。
- 構築中に発生したハードウェアの障害等については、賃貸人責任をもって、速やかに復旧させること。かかる費用は賃貸人が負担すること。
- ネットワーク管理事業者に運用を引継ぐための、運用引継を行うこと。運用にかかる手順書等については、ネットワーク管理事業者の求めに応じて作成すること。

7 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りではない。

8 個人情報の保護

- (1) 賃貸人は、本契約の履行にあたり、当財団の保有する個人情報の取扱いについては、「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

本件における「個人情報」とは、

- ・ 名前、顔写真データ、メールアドレス、職員番号、部署名などの職員情報

また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスなど) も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (2) 賃貸人は、本契約の履行に関連する賃貸人独自の個人情報の取扱いについては、前記「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

10 その他

- (1) 基本的要件
 - ア 契約締結後、速やかに月額リース料及び保守料の明細を記載した賃借内訳書を作成、提出すること。月額リース料の変更後も、速やかに新しい賃借内訳書を提出すること。
 - イ 機器設置等にかかる準備期間は、契約締結後から借入期間開始日までとする。
- (2) 業務の遂行上、直接又は間接に知り得た全ての情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。借入期間満了後においても、同様とする。
- (3) 機器交換または返却時等の場合の適切な方法によるデータ消去に関しては、撤去作業の要件のとおりである。
- (4) 特段の記載のない限り、機器の導入作業（設定・設置・撤去）、借入物品等の管理作業及び保守作業等、本件に係る一切の費用は、本契約の契約金額に含まれる。
- (5) 機器設置等に当たり、万が一、建物等を損傷した場合は、財団の担当者に確認の上、速やかに賃貸人の負担により補修等の措置を行うこと。
- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、賃貸人はこれを了承するものとする。
- (7) 本仕様書に記述のない事項について又は本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、財団の担当者と協議の上、処理するものとする。

連絡先	公益財団法人 東京観光財団
総務部	総務課
電話	03-5579-2680